

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）※建設事業主団体）計画届  
提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出期限  
(月 日)

訓練を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前までの間

【事業所名 \_\_\_\_\_】

島根労働局職業安定部

	事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(建技様式第1号の2)人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)計画届(建設事業主団体用))	
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款又は規約、寄付行為、決算書(事業報告)、会員名簿等及び構成員内訳表(建技別様式第1号)、(建技別様式第1号(別紙))	助成対象となる中小建設事業主又は建設事業主団体であることがわかる書類
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施主体の概要、内容、実施期間、場所等の分かる書類(事前に対象者に配布したもの等)や訓練カリキュラム、受講パンフレット等	訓練内容等が確認出来る書類
【事業主団体自らが(登録教習期間等への委託を行わず)建設工事における作業に直接関連する実習又は職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習を実施する場合】				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(建技様式第1号の2別紙)指導員・担当科目表	
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指導員の職務経歴書等(職業訓練指導員免許証(写し)、1級の技能検定合格証書等(写し))	

【計画届に変更がある場合】

原則として当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに提出

(例) 4月5日に計画していた訓練を4月10日に変更する場合→4月4日までに変更届を提出

4月5日に計画していた訓練を4月3日に変更する場合→4月2日までに変更届を提出

1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(建技様式第2号)人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成))変更届	
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	変更となる内容が確認できる書類	実習内容、実習日、講習実施機関名(主催者名)、実施場所に変更が生じた場合

※上記の他、労働局長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【RO40801】